

重要事項説明書

チューリッヒ少額短期保険株式会社

以下、旅のキャンセル費用保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明します。ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。

契約概要 ……保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ……ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。このご説明は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については当社ホームページの Web 約款をご参照ください（紙約款はご用意しておりません。あらかじめご了承ください。）。

1 契約締結前におけるご確認事項

（1）商品の名称、仕組み

① 商品の名称…**契約概要**

旅のキャンセル費用保険（正式名称：旅行キャンセル費用補償保険）

② 商品の仕組み…**契約概要**

旅行関連サービスにより以下の補償条項が適用されます。

補償条項	補償概要
企画旅行等補償条項	保険金をお支払いする場合に該当する事由により、企画旅行等参加予定者が、旅行最初の搭乗を中止した場合または旅行を途中で取りやめた場合に、被保険者が被った損害に対し保険金をお支払いいたします。
航空券等補償条項	保険金をお支払いする場合に該当する事由により、航空機等搭乗予定者が、航空機等への搭乗を中止した場合に、被保険者が被った損害に対し 保険金をお支払いいたします。
宿泊補償条項	保険金をお支払する場合に該当する事由により、宿泊予定者が、宿泊施設での宿泊を中止した場合等に被保険者が被った損害に対し保険金をお支払いいたします。
レンタカー補償条項	保険金をお支払する場合に該当する事由により、レンタカー利用予定者がレンタカーの利用を中止した場合等に、被保険者が被った損害に対し保険金をお支払いいたします。

（2）保険金をお支払いする主な場合…**契約概要**

次の事由により旅行関連サービスをキャンセルした場合に、保険金をお支払いいたします。

- ① 旅行予定者（注）または旅行予定者の配偶者もしくは 3 親等以内の親族が死亡した場合または危篤になった場合
（注）各補償条項における企画旅行等参加予定者、航空機等搭乗予定者、宿泊予定者、レンタカー利用予定者をいいます。
以下この書面において同様です。
- ② 旅行予定者が医師の治療を受け、医師による旅行の中止の指示があった場合
- ③ 旅行予定者の配偶者または 1 親等以内の親族が医師の治療を受け、旅行予定者による看護・介護が必要となった場合
- ④ 火災・風災・水災等により旅行予定者の居住する住居またはその住居内の家財に 100 万円以上の損害が生じた場合
- ⑤ 裁判員または補充裁判員に選任された場合もしくは裁判所の呼出により証人または評価人として出頭する場合

- ⑥ 旅行予定者が搭乗を開始する空港、駅等（もしくはレンタカー利用開始地）へ向かう際に次のいずれかに該当した場合
 - ・ 利用する交通機関（運行時刻が定められているもの）に運休、欠航または1時間を超える遅延が発生した場合
 - ・ 旅行予定者が自動車等を運転している間または自動車等に乗車している間に事故が生じた場合
 - ・ 旅行予定者が使用する自動車等が故障した場合
- ⑦ 旅行関連サービスの目的地（もしくはレンタカー利用開始地）において、運送機関・宿泊施設等に事故または火災が発生した場合
- ⑧ 日本国外の旅行関連サービスの目的地に対して日本国政府が退避勧告等を発出した場合（レンタカー補償条項は除きます。）
- ⑨ 旅行関連サービスが日本国外を含む場合において、旅行予定者に対して日本もしくは外国の官公署の命令、外国の出入国規制または感染症による隔離が発せられた場合（レンタカー補償条項は除きます。）
- ⑩ 旅行予定者に対して災害対策基本法に基づく避難指示等が発令された場合。ただし、地震もしくは噴火またはこれらによる津波に伴う避難の指示等を除きます。
- ⑪ 旅行関連サービスの目的地（もしくはレンタカー利用開始地）で発生した天候不良もしくは自然災害に対して避難の指示等が出された場合
- ⑫ 旅行予定者が家庭において飼育している犬または猫が次のいずれかの事由に該当した場合
 - ・ 傷病により死亡した場合または危篤になった場合
 - ・ 傷病により獣医師の診療を受け動物病院で手術を受けた場合またはその傷病を直接の原因として入院を開始した場合
- ⑬ 旅行予定者が所有する以下のものが盗難に遭った場合
 - ・ パスポート（旅行関連サービスが国外の場合）
 - ・ 自動車運転免許証（レンタカー補償条項適用時かつ日本国内の盗難に限ります。）

(3) 保険金の支払い額…**契約概要** **注意喚起情報**

- ① 当社が保険金として支払う額は、各補償条項における旅行関連サービス取消費用とします。ただし、保険期間中を通じて保険金額をもって限度とします。
- ② ①にかかわらず、企画旅行等補償条項における企画旅行等参加予定者が、旅行関連サービスについて旅行行程のうち旅行最初の搭乗後から旅行最後の搭乗までの間に旅行関連サービスを途中で取りやめた場合に当社が保険金として支払う額は、次の算式によって算出した額とします。

$$\boxed{\text{保険金額 (注 1)}} \times \frac{\boxed{\text{旅行行程のうち、旅行関連サービスを途中で取りやめた日以後 (注 2) の日数}}}{\boxed{\text{旅行行程の日数}}} = \boxed{\text{保険金}}$$

(注 1) この場合の保険金額は次の算式によって算出した1名あたりの保険金額とします。(10円未満を四捨五入)

$$\boxed{\text{1名あたりの保険金額}} = \boxed{\text{保険証券記載の保険金額 (注 3)}} \div \boxed{\text{企画旅行等参加予定者人数}}$$

(注 2) 取りやめた日は含みません。

(注 3) 既に支払った保険金がある場合はその額を差引いた残額とします。

- ③ 航空券等補償条項において、搭乗等が往復便などで複数回ありそれぞれに関わる旅行関連サービス取消費用が区分できないときは、旅行関連サービス取消費用の合計金額を搭乗等回数で除したものを1回の搭乗等の旅行関連サービス取消費用とみなします。

(4) 保険金をお支払いできない主な場合…**契約概要** **注意喚起情報**

次の事由により旅行関連サービスをキャンセルした場合には、保険金をお支払いいたしません。

- ① 保険契約者、被保険者もしくは旅行予定者の故意または重大な過失
- ② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 保険契約者、被保険者もしくは旅行予定者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④ 被保険者または旅行予定者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ・ 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
 - ・ 酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ・ 麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 日本国内における地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動
- ⑦ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑧ ⑤から⑦までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑨ ⑦以外の放射線照射または放射線汚染
- ⑩ 旅行業者、航空会社等が予め定める搭乗基準等を満たしておらず、搭乗できなかった場合
- ⑪ 当社は、^{けい}頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものによって前記「(2) 保険金をお支払いする主な場合」の②③いずれかに該当したことにより、被保険者が被った損害に対しては、その症状の原因が何であるかにかかわらず保険金を支払いません。

上記のほか、旅行関連サービスを提供する事業者の破産、解散または未払債務の不能もしくは支払遅延によって生じた損害については保険金をお支払いいたしません。

(5) 保険期間…**契約概要**

キャンセル費用が発生する期間を保険期間とし最長で1年間とします。

保険始期	キャンセル費用が発生する期間の初日の午前0時とします。 ※申込の日において既にキャンセル費用発生日を過ぎている場合は申込の日の翌日を保険始期とします。
保険期間の末日	補償条項別に以下の日とします。 <ul style="list-style-type: none">・ 企画旅行等補償条項：旅行最後の搭乗日（国外旅行の場合は帰国日）・ 航空券等補償条項：搭乗日・ 宿泊補償条項：チェックアウト日・ レンタカー補償条項：レンタカー返却日

(6) 保険責任…**契約概要**

保険期間の初日に始まり※、各補償条項の旅行関連サービスが終了する日の午後12時または保険期間の末日の午後12時のいずれか早い時に終わります。

※保険期間が始まった後でも、当社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

(7) 保険契約の失効…**契約概要** **注意喚起情報**

保険契約締結の後、次のいずれかの事由に該当した場合保険契約は失効します。失効事由が発生した場合には当会社にご連絡ください。

企画旅行等 補償条項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅行者、航空会社等の事情により旅行関連サービスの旅行契約が解除され、旅行者、航空会社等から旅行代金の払戻しを受けた場合 ・ 保険契約者または被保険者が旅行取消事由以外の事由により、旅行関連サービスの旅行契約を解除した場合または変更した場合 ・ 保険契約者または被保険者が旅行関連サービスの旅行契約を旅行者の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡した場合 ・ 企画旅行等参加予定者全員が死亡した場合（保険契約が終了した場合を除く）
航空券等 補償条項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅行者、航空会社等の事情により搭乗が中止となり、旅行者、航空会社等から旅行代金の全額の払戻しを受けた場合 ・ 保険契約者または被保険者が旅行取消事由以外の事由により、旅行関連サービスの搭乗の予約を取消した場合または変更した場合 ・ 航空機等搭乗予定者全員が死亡した場合（保険契約が終了した場合を除く）
宿泊 補償条項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅行者、宿泊施設等の事情により旅行関連サービスの宿泊契約が解除され、旅行者、宿泊施設等から宿泊代金の払戻しを受けた場合 ・ 保険契約者または被保険者が旅行取消事由以外の事由により、旅行関連サービスの宿泊契約を解除した場合または変更した場合 ・ 宿泊予定者全員が死亡した場合（保険契約が終了した場合を除く）
レンタカー 補償条項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅行者、レンタカー事業者等の事情により旅行関連サービスの予約が取消されまたは貸渡契約の締結が拒絶もしくは解除され、旅行者、レンタカー事業者等からレンタカー代金の払戻しを受けた場合 ・ レンタカーの貸渡期間中に天災その他の不可抗力またはその他の事由により、レンタカーが使用不能となった場合において、旅行関連サービスの貸渡契約が終了し、旅行者、レンタカー事業者等からレンタカー代金の払戻しを受けた場合 ・ 保険契約者または被保険者が旅行取消事由以外の事由により、旅行関連サービスの予約を取消もしくは変更した場合または貸渡契約を解約もしくは変更した場合 ・ レンタカー利用予定者全員が死亡した場合（保険契約が終了した場合を除く）

(8) 保険契約の終了…[契約概要](#) [注意喚起情報](#)

保険金の支払額が、保険期間中に保険金額の全額に達した場合、当該保険契約は終了します。

(9) 保険契約者・被保険者について…[契約概要](#)

- ① 保険契約者・被保険者は同一の方とします。
- ② 保険契約者・被保険者は申込の日において満 20 歳以上（保険料のお支払方法がクレジットカード決済の場合は満 18 歳以上）の個人の方に限ります。

(10) 保険料の決定の仕組みと払込方法など

① 保険料の決定の仕組み…[契約概要](#)

保険料は、旅行関連サービスの種類および価格などによって決定されます。お客さまが実際に契約する保険料については、インターネット上の保険契約申込画面の保険料欄でご確認ください。

② 保険料の払込方法…[契約概要](#) [注意喚起情報](#)

インターネット上の保険契約申込画面に記載の払込方法とします。

(11) 満期返れい金・契約者配当金…**契約概要**

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご注意事項

(1) クーリングオフ…**注意喚起情報**

この商品は保険期間が1年までのため、ご契約のお申込みの後に申込みの撤回または契約の解除（クーリングオフ）を行うことはできません。

(2) 補償の重複…**注意喚起情報**

補償内容が同様の保険契約（この保険契約以外の旅行傷害保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、ご契約ください。

3 契約締結後におけるご注意事項

(1) ご契約後にご連絡いただく事項…**注意喚起情報**

ご契約後、次の事項が発生した場合には、遅滞なく弊社までご連絡ください。

- ① 保険契約者の住所または通知先（電話番号または電子メールアドレス）を変更した場合
- ② 旅行予定者の人数が変更になった場合
- ③ 旅行予定者に変更があった場合
- ④ 旅行関連サービスの価格に変更があった場合

(2) 保険金額変更時の保険料計算方法

旅行関連サービスの価格変更に伴い保険金額を変更する場合、保険料を返還または追加請求させていただきます。この場合の追加・返還保険料の計算方法は次のとおりです。

- ① 保険金額を増額し保険料が追加となる場合

追加保険料 = 新条件の保険料 - 旧条件の保険料

- ② 保険金額を減額し保険料が返還となる場合

返還保険料 = (旧条件の保険料 - 新条件の保険料) × (1 - 保険期間の初日から変更日までの日数 ÷ 保険期間 (日数))

(3) ご契約が無効となる場合…**注意喚起情報**

保険契約の締結が以下のいずれかに該当する場合は、保険契約は無効となります。

- ① 保険契約者が保険金を不法に取得する目的をもって締結した保険契約の場合
- ② 保険契約者が第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約の場合

(4) ご契約が重大事由により解除となる場合…**注意喚起情報**

次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約を解除することがあります。

- ① 保険契約者または被保険者が、保険金を支払わせる目的で事故を起こした場合

② 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

③ 被保険者が保険金の請求について詐欺を行った場合 など

この場合には、全部または一部の保険金をお支払いいたしません。(②の場合で被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められない場合、および法律上の損害賠償金の損害を除きます。)

(5) 解約返れい金…**契約概要** **注意喚起情報**

ご契約を解約される場合は、速やかにインターネット上のご契約者ページ(マイページ)から解約手続きをお申し出ください。

解約返れい金は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

4 その他ご留意いただきたいこと

(1) 代理店の役割…**注意喚起情報**

当社代理店は、保険契約締結の媒介のみを行います(契約締結権および告知受領権は有しません。)

(2) 保険料領収書

本保険においては保険料の領収書は原則として発行しておりません。保険料のお支払がわかる書面が必要な場合はご契約者ページ(マイページ)から印刷いただける「契約内容のご確認」が領収書を兼ねておりますのでご利用ください。

(3) 保険証券…**注意喚起情報**

本保険において当社のご契約締結後に保険証券は発行せず、インターネット上のご契約者ページ(マイページ)にご契約内容を表示します。ご契約者ページ(マイページ)より、「契約内容のご確認」を印刷いただけます。

(4) 少額短期保険業者破綻時の取扱い…**注意喚起情報**

この保険契約は、保険契約者保護機構への移転などの補償対象契約ではなく、当社に対しては同機構が行う資金援助などの措置の適用はありません。

(5) 少額短期保険業者が引受可能な保険契約について…**注意喚起情報**

当社は、保険業法に規定する少額短期保険業者として次の①から③までの全てに該当する保険の引受けを行っています。

① 保険期間は2年以内

② 1 被保険者についての保険金額の合計額が法令に定める金額以下

この保険においては、旅行関連サービス取消費用の額：1,000万円以下

③ 1 保険契約者についての保険区分に応じた保険金額の合計額が法令で定める上限総保険金額以下

(6) その他法令などでご留意いただきたい事項について…**注意喚起情報**

① 保険期間中に保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす事象が発生したときは、当社の定めるところにより保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

② 保険金の支払事由に該当する場合でも、巨大災害の発生などにより、当社の収支に著しく影響を及ぼすと特に認めたときは、当社の定めるところにより保険金を削減して支払うことがあります。

(7) お客さま情報の取扱いについて…**注意喚起情報**

本保険契約に関する個人情報は、チューリッヒ少額短期保険株式会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用する

ほか、チューリッヒ少額短期保険株式会社が他の商品・サービスの提供のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、保険金の請求・支払に関する関係先、再保険会社等に提供することがあります。詳しくは、チューリッヒ少額短期保険株式会社のホームページ (<https://www.zurichssi.co.jp/privacy/>) をご覧ください。

(8) 事故が発生した場合のお手続きおよび保険金のお支払時期などについて

① 事故が発生した場合について

この保険で補償される事故が発生した場合は、ご契約者ページ（マイページ）より遅滞なく当社にご通知ください。保険金請求のご案内をいたします。なお、ご通知が遅れますと保険金のお支払いが遅れたり、保険金の一部がお支払いできないことがありますのでご注意ください。

② 保険金請求ができる方

- ・保険金請求は被保険者（この保険では契約者と同じ方）のみが行えます。
被保険者以外の旅行予定者からの保険金請求手続は承れませんのでご注意ください。
- ・被保険者が未成年の場合は親権者からの保険金請求手続が必要となります。

③ 保険金の請求に必要な書類などについて

保険金のご請求にあたっては事故の種類や内容に応じ、次の書類などのうち当社が求めるものをご提出ください。

A. 保険金請求書

- イ. 旅行関連サービス取消費用の支出を証明する領収書または精算書
- ウ. 旅行代金の支払を証明する領収書または精算書および旅行行程を確認できる書類
- エ. 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
- オ. 旅行予定者またはその親族である場合は旅行予定者であることを証明する書類
- カ. 医療機関が発行する医師の診断書（医師の指示があった日が確認できる書類）
- キ. 医師または介護施設等の発行する証明書
- ク. 旅行予定者との続柄を証明する戸籍謄本等の書類
- ケ. 死亡を確認できる書類（死亡診断書等の死亡日の確認できる書類、死体検案書、会葬案内その他公的機関の証明書などのいずれか）、危篤については、医師が危篤と判断した日の記載のある医師の診断書
- コ. 罹災証明書（やむを得ない場合には第三者の現認証明書）
- サ. 建物または家財の損害の程度を証明する書類（建物の場合は修理費用見積り）
- シ. 裁判所へ出頭したことを証明する書類（出頭証明書その他裁判所発行の証明書）
- ス. 交通機関発行の遅延証明書
- セ. 航空会社発行の遅延・欠航証明書
- ソ. 交通事故証明書
- タ. 自動車整備業者等の見積書またはこれに代わるべき書類（タイヤのパンクなどの場合で、自力で修理した場合は第三者の現認証明書）
- チ. 交通機関、宿泊施設が罹災した事実に関する交通機関、宿泊施設が発行する証明書（やむを得ない場合は第三者の現認証明書）
- ツ. 日本国外の旅行関連サービスの目的地に対して日本国政府が退避勧告等を発出したことを証明する書類
- テ. 官公署の命令、外国の出入国規制または感染症による隔離が発せられたことを証明する書類
- ト. 災害対策基本法第 60 条または第 61 条に基づく避難の指示等が公的機関から出されたことを証明する書類
- ナ. ペットの飼育を証明する書類。やむを得ない場合には第三者の現認証明書
- ニ. ペットの死亡日、入院開始日または手術を受けた日、傷病名を証明する獣医師の診断書または動物病院の証明書。危篤

については、獣医師が危篤と判断した日の記載のある獣医師の診断書

ヌ. 所轄警察署の証明書（盗難届出）またはこれに代わるべき書類（パスポートの再発行証明書など）

ネ. その他当社が普通約款第5章基本条項第18条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が保険契約情報画面等において定めたもの

※上記は例示であり、事故の種類・内容に応じて、上記以外の書類などの提出を依頼することがあります。事故のご連絡をいただいた後に、当社より改めて提出が必要な書類などのご案内をいたします。

④ 保険金のお支払時期について

当社が保険金のお支払いに必要な書類の取付を完了した日からその日を含めて原則として30日以内に保険金をお支払いします。なお、次のような事由が生じた場合は、お客さまにその理由と内容をご連絡のうえ、事由ごとに定めた日数を限度にお支払時期を延長させていただくことがあります。

- ・ 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査の結果を得る必要がある場合
- ・ 専門機関による鑑定等の結果を得る必要がある場合 など

《指定紛争解決機関》**注意喚起情報**

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本少額短期保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本少額短期保険協会

「少額短期ほけん相談室」

〒104-0032 東京都中央区八丁堀三丁目12番8号 HF 八丁堀ビルディング2階

TEL.0120-82-1144 FAX.03-3297-0755

受付時間：9：00～12：00、13：00～17：00 受付日：月曜～金曜（祝日および年末年始休業期間を除く）

《ご契約内容のご相談・苦情に関するお問い合わせ》

チューリッヒ少額短期保険株式会社

フリーダイヤル：0120-828-238（土・日・祝・年末年始を除く9：00～17：00）

《事故発生時のご連絡先》

フリーダイヤル：0120-055-811（24時間・365日受付）

SOX-2045(1)